

別紙 1 ニュー・ジーランド産 ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則 新旧対照表

改正前	改正後
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） 別表1の4の項のニュー・ジーランド産の<u>フアンタジア種及びレッドゴールド種</u> のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、<u>昭和63年11月29日農林水産省告示第1887号</u>（以下「告示」という。）で規定するもののほか、 この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） 別表1の4の項のニュー・ジーランド産の<u>ファイアブライト種、フアンタジア種</u> <u>及びレッドゴールド種</u>のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、 <u>平成元年12月20日農林水産省告示第1688号</u>（以下「告示」という。） で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。